

国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を
求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL への
アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>



国税庁・国税局・税務署



警察庁
National Police Agency

定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っておりません。
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。
- ・ お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）**にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 





税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください!

CHECK!



還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。

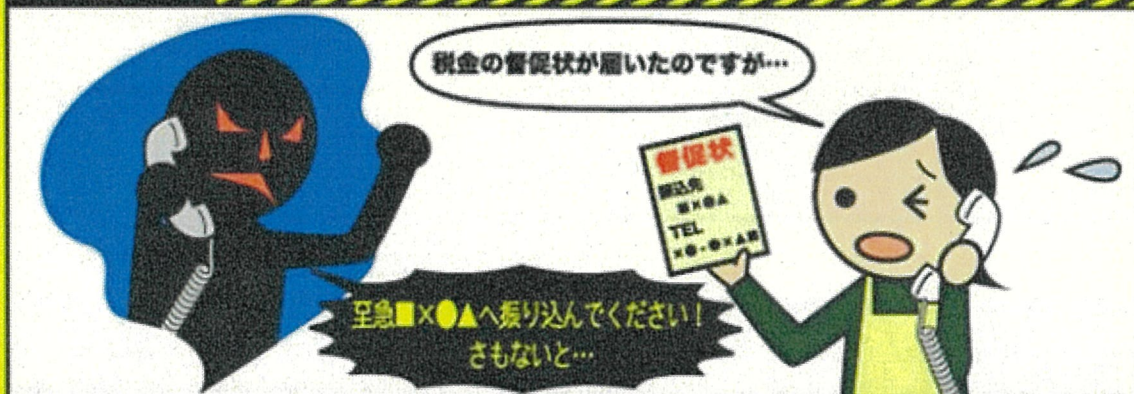


電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています!

CHECK!



納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。



国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署の職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています!

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

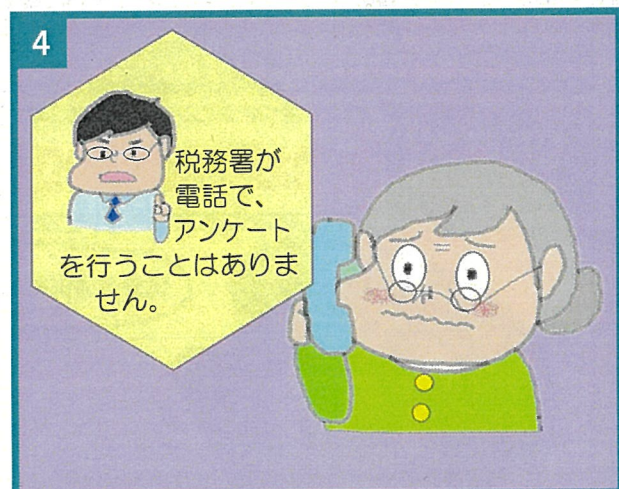
<http://www.nta.go.jp>

税 国税庁

税務職員を装った不審な電話にご注意ください！



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



国税庁・国税局・税務署